

入 札 公 告（訂 正）

下記1の公告内容について、下記2のとおり一部訂正する。

令和7年9月30日

新潟市長 中 原 八 一

1 対象入札公告

公 告 日 令和7年9月4日

公告番号 新潟市公告第443号

件 名 災害時消防オペレーションシステム構築業務

2 訂正内容

入札公告

1 入札に付する事項のうち、

（4）入札日時・場所	令和7年10月1日 午後2時00分 新潟市消防局 4階 401会議室
------------	---------------------------------------

を

（4）入札日時・場所	令和7年10月24日 午後2時00分 新潟市消防局 2階 救命実習室
------------	---------------------------------------

に

（5）履行期限・履行場所	令和7年12月28日まで 新潟市消防局 4階 作戦本部室 （中央区鐘木257番地1）
--------------	--

を

（5）履行期限・履行場所	令和8年3月31日まで 新潟市消防局 4階 作戦本部室 （中央区鐘木257番地1）
--------------	---

に訂正する。

3 入札の参加手続きのうち、

（4）「申請期限 令和7年9月22日」を

「申請期限 令和7年10月16日」に訂正する。

- 4 質疑書の提出についてのうち、
- (2) 「提出期限 令和7年9月12日」を
「提出期限 令和7年10月8日」に
- (5) 「回答日 令和7年9月19日まで」を
「回答日 令和7年10月15日まで」に訂正する。

災害時消防オペレーションシステム構築業務委託仕様書

- 2 履行期限のうち、
- 「契約締結日から令和7年12月28日まで」を
「契約締結日から令和8年3月31日まで」に訂正する。

- 6 機器構成・仕様・性能(3)音響関連機器 ウ デジタルワイヤレスマイクシステム 3式のうち、
- 「(オ) ハンドマイクの最大到達距離は70m(使用環境による)であること。」を
「(オ) ハンドマイクの最大到達距離は60m(使用環境による)であること。」に訂正する。

- 6 機器構成・仕様・性能(5)その他のうち、
- 「ウ タブレット端末」の後に
「5台」を追加する。

1.3 機器の設置(1)スケジュール エ 本市が想定する本業務に関するスケジュールは、次の表のとおり。表 本業務の想定スケジュールのうち、

マイルストーン及び作業工程	9月	10月～11月	11月～12月	12月～1月
契約締結	◆			
要件定義	◆—◆			
現地調査等	◆—◆			
詳細設計・物品調達		◆—◆		
施工			◆—◆	
稼働				◆—◆

を

マイルストーン及び作業工程	10月	11月～12月	12月～1月	1月～3月
契約締結	◆			
要件定義	◆—◆			
現地調査等		◆—◆		
詳細設計・物品調達		◆—◆		
施工			◆—◆	
稼働				◆- - -◆

に訂正する。

14 セキュリティ要件のうち、

「(2) 業務従事者に対し、雇用開始の際、又は本市と契約締結後、守秘義務に関する契約を取り交わし、契約について違反行為があった場合は、受託者の責任において対応すること。」を削除する。

(3) 情報セキュリティ確保のための仕組みのうち、

「ア プライバシーマークの認定、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度における認証、ISO 27001 認証のいずれかを受けていること。」を削除する。

災害時消防オペレーションシステム
構築業務委託仕様書

新潟市消防局警防課

災害時消防オペレーションシステム

構築業務委託仕様書

1 業務名

災害時消防オペレーションシステム構築業務

2 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

新潟県新潟市中央区鐘木257番地1

新潟市消防局4階 作戦本部室

4 本業務の目的

災害発生時に、車両動態、会議資料、緊急消防援助隊動態情報システム、災害時情報システム、映像伝送システム等の映像情報をマルチディスプレイやモニタ等に同時に出力することで、迅速的確な災害対応の実施につなげることを目的とする。

5 業務概要

消防局4階の作戦本部室に次の装置及びこれらの装置を正常に動作させるために必要な機器、部品、配線、ドキュメント等を設置する。各室の間取りや現状の機器については、「(別紙1) 新潟市消防局4Fフロア平面図」のとおり。

ただし、機能の要件は「6. 機器構成・仕様・性能」に記載する。

- (1) 消防局4階作戦本部室での映像表示用として、55インチマルチディスプレイ8面(4列2段)をスタンドで設置し、65インチスタンド式モニター1式、65インチスタンド式電子黒板型電子作戦ボード1台も含めて、各種映像表示を行う。
- (2) 当該映像表示システムにて、消防局4階 Web 会議室内に設置された55型壁掛けモニター2式(既設)にも任意に映像表示を行う。
- (3) 表示映像としては、室内机上から4台のPC、車両動態端末3台、高所カメラ4台、65インチスタンド式電子黒板型電子作戦ボード1台の他、予備入力4(HDMI)とする。
- (4) 上記、表示映像は先述の各モニターに任意に選択表示できるものとする。
- (5) 8面マルチディスプレイの表示パターンについては、8面個別表示の他、4面表示2面、4面表示と個別表示の組み合わせ等、任意に設定できることとする。
- (6) 映像表示ソースの確認用に20インチ程度のプレビュー用モニターを準備すること。
- (7) ワイヤレスタッチパネルを導入し、システムのON/OFFや映像表示操作を直感的に行えるようにする(予備1台も含めること)。

6 機器構成・仕様・性能

(1) 基本要件

- ア 以降で記載する製品について、搬入・据付・配線・調整を行うこと。
- イ AV ラックへのラックマウントなど、設置に必要な金具は含めること。
- ウ 調達する製品は、原則として、カタログに掲載されている標準品及びそのオプション品からなる製品であること。機器の追加で実現する場合は、推奨品など動作保証のできる製品を用いること。
- エ 当該仕様書に記載がない場合でも、システム構築に必要な機器(信号延長送受信機等)については必ず盛り込むこと。
- オ 装置の動作条件は、次の周囲条件の屋内使用において正常に動作すること。
 - (ア) 周囲温度：10℃～35℃
 - (イ) 相対湿度：20%～80% (ただし結露しないこと)
- カ 装置に対する使用電源は以下のとおりとする。
 - (ア) 電圧：AC100V
 - (イ) 周波数：単相50Hz
- キ 装置の外部から見やすい箇所に次の内容を記載した銘板を取り付けること。
 - (ア) 装置名
 - (イ) 設置年月
 - (ウ) 装置型番・品番
 - (エ) 装置の取り扱い上、注意を要する事項
- ク 機器の選定
 - (ア) 保証期間(瑕疵担保)において交換部品又は、代替品が容易に調達可能であること。
 - (イ) 長期利用に求められる高い耐久性に加え、メンテナンス性、セキュリティ性、拡張性、互換性のある製品を選定すること。
 - (ウ) 未使用で新品のものを選定すること。
 - (エ) 日本国内において、メーカーサポート体制を有する製品を用いること。
 - (オ) 既に製造もしくは販売が終了している、あるいは、開札日時点には終了していることが判明している製品は用いないこと。
 - (カ) 映像信号伝送用のケーブルは、映像品質を損なわない品質のケーブルを用いること。
- ケ 拡張性は、中長期的な災害対策の観点から、防災関連業務の増加等により、機能の追加等必要になることを考慮し、柔軟な拡張性を有すること。
- コ 稼働条件は、災害時の使用を前提としているため、本市閉庁日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に挙げる日)を含め24時間365日連続稼働とする。
- サ パラメータの設定は、調達機器に対して、設定すべきパラメータを設計の上、設定すること。
- シ 映像の入出力は、「(別紙2) 災害時消防オペレーションシステム映像制御システム系統イメージ図」のとおり。

(2) 映像関連機器

ア 液晶マルチディスプレイ 8台

- (ア) 1画面の表示サイズは55インチ相当のワイド型であること。
- (イ) 1画面あたりの解像度はフルHD(1,920×1,080)以上であること。
- (ウ) 視野角は上下左右とも178°以上であること。
- (エ) 最大輝度500cd/m²、コントラスト比1200:1以上であること。
- (オ) マルチ構成時の非表示領域:2.45mm(左/上側)、1.35mm(右/下側)以下であること。
- (カ) 制御端子として、LANもしくはRS-232Cで制御可能なこと。
- (キ) 映像入力端子として、HDMI端子(HDCP対応)2系統とDisplayPort端子2系統を有すること。

イ マルチディスプレイ用スタンド 2台

- (ア) 上記マルチディスプレイが取付可能で、転倒防止等が考慮設計されたものであること。
- (イ) 耐荷重56.7kg×4以上であること。

ウ 65インチ電子黒板型作戦ボード(スタンド式) 1台

- (ア) 1画面の表示サイズは65インチ相当のワイド型であること。
- (イ) 1画面あたりの解像度は4K(3,840×2,160)以上であること。
- (ウ) 視野角は上下左右とも178°以上であること。
- (エ) 標準輝度450cd/m²であること。
- (オ) タッチパネルは、赤外線遮断検出方式を採用し、最大40点までのマルチタッチに対応していること。
- (カ) 映像入力端子として、HDMI端子3系統とDisplayPort端子1系統を有すること。
- (キ) スタンドに関してはディスプレイメーカー指定の標準スタンドとする。
- (ク) スタンドのサイズは、ディスプレイ装着時の高さが1,568mmから1,968mm、奥行が800mm、幅800mm、質量37.9kg以下であること。
- (ケ) 制御PCは以下の要件を満たすこと。

- a OS:Windows10 IoT Enterprise 2021 LTSC
- b CPU:Intel Core i7-12700 相当以上
- c メモリ:16GB(DDR4 8GB×2)
- d LANポート:1000BASE-T×1
- e 映像出力:DisplayPort×1(メイン)、DisplayPort×1(サブ)、HDMI×1
- f 映像入力:HDMI×1(USB経由)
- g 外形寸法(W×H×D):165mm×43mm×190mm 程度
- h 質量:2.05kg以下

- (コ) ソフトウェア機能として、以下の要件を満たすこと。

- a 様々なコンテンツ(JPEG、WMV、xls、ppt、PDF、webブラウザ、webカメラ)等をボード上に同時表示でき、複数人で天地なく自由な表示角度で各コンテンツを同時にタッチ操作できること。

- b 各コンテンツにはフリーハンドで書き込みが可能で、書き込んだ内容は静止画として保存、印刷ができること。
- c 各コンテンツへ書き込む際のペンは、通常ペンと、書いた後しばらくすると自動で消える指示ペンを有すること。どちらのペンも、色・太さ・通常色／半透明の指定ができること。
- d 各コンテンツの表示位置を保持したまま一時保存ができること。
- e 電子黒板型作戦ボードに対して最大10台のパソコンから、デスクトップ画面をワンボタンで送信し、同時に表示することができること。
また電子黒板型作戦ボードから各パソコンの操作ができ、あわせて各パソコンと個別にファイルの送受信もできること。
- f 外部モニターを1台接続でき、電子黒板型作戦ボード上に表示されているコンテンツを選択して、投げ込み操作により外部モニターに表示できること。
なお、投げ込み表示していない時には、電子黒板型作戦ボードの画面そのものをミラーリング表示できること。
- g HDMI入力を1系統以上有し、PC等の機器を接続することで映像を表示できること。
- h 停電等で電子黒板型作戦ボードの電源が急に落ちても、直前の画面で再度起動できる自動バックアップ機能を有していること。
- i 付属スキャナによりスキャンされた資料が自動的に画面上に1コンテンツとしてタイムスタンプと共に表示可能であること。
- j 表示中のコンテンツの相対的な位置を保ったまま、ワンアクションで最大36コンテンツを画面全体に自動で整列表示し俯瞰・比較することができること。
- k 表示中のコンテンツをジェスチャー動作のみで簡単にタイムスタンプと共に画像コピーが取れること。
- l ワンアクションで、画面上のコンテンツを触っても反応しなくする画面シャッター機能を有すること。画面シャッターの透過度は自由に変更できること。
- m 付箋機能を有していること。

(サ) 参考銘柄

テクノホライゾン製 ELMO DX ウォール 型式 TWH-659E-93

※上記の指定銘柄以外の同等の品質、性能を有する製品の納入を希望される場合は、入札（見積書提出期限）の前日までに、消防局総務課にファクシミリ又はメールにて申し出て了承を得てください。

エ HDMI (DVI) デジタルマトリクススイッチャー 1台

- (ア) HDMI (DVI) 信号を16入力16出力できること。
- (イ) 入出力信号共に、再エンコード後の映像ビットレートは NRZI 信号で2.5 Gbps 以上（固定ビットレート）、音声は9Mbps 以上であること。
- (ウ) 「オ HDMI 信号同軸延長器・送信器」から同軸ケーブルにより伝送されてきた HDMI 信号を、間に送信機を用いることなく、直接「カ HDMI (DVI) 信号同軸延長器・FS 機能付き受信器」に伝送できること。
- (エ) 他のデジタル信号送受信機器との双方向通信リンク機能を有すること。

- (オ) 5 C-FB の同軸ケーブルを使用時の HDMI 信号の最大伝送距離は、入出力側共 1 1 0 m 以上あること。
- (カ) 機能設定用の LCD ディスプレイを有すること。
- (キ) ボタン操作により、入力信号有無状態や入出力間のクロスポイント状態を確認できること。
- (ク) フロントキーロック機能を有していること。
- (ケ) 電源を切っても最後に選択された入力番号やキーロック状態が、半永久的にバックアップされること。
- (コ) 外部制御できること。
- (サ) ラックマウント EIA 規格 3U サイズに収まる外形寸法であること。

オ HDMI 信号同軸延長器・送信器 1 6 台

- (ア) 同軸ケーブルにより、「エ HDMI (DVI) デジタルマトリクススイッチャー」へ HDMI (DVI-D) 信号をデジタル信号で伝送可能であること。
- (イ) HDMI の HDCP 及び DVI の HDCP に対応していること。
- (ウ) 5 C-FB の同軸ケーブルを使用時の HDMI 信号の最大伝送距離は、1 1 0 m 以上あること。また、伝送距離は解像度に依存しないこと。
- (エ) 出力は、再エンコードされた NRZI 信号で 2. 5 Gbps 以上（固定ビットレート）の映像ビットレートと 9 Mbps 以上の音声ビットレートに対応する 1. 0 V_{p-p} 7 5 Ω の BNC 端子を 1 つ有すること。
- (オ) 入力は TMDS 信号（デジタル RGB, YPbPr）対応 HDMI-A コネクタ 1 つ（HDCP 対応、DVI 信号入力可能）を有すること。また、HDMI 規格準拠信号（エンベデッド音声最大 8 ch を含む）または 2 4 ビットフルカラー DVI Rev 1. 0 規格準拠信号に対応していること。
- (カ) 「エ HDMI (DVI) デジタルマトリクススイッチャー」との双方向通信リンク機能を有すること。
- (キ) 映像と音声は基本的に非圧縮かつ非リサイズのまま伝送できること。
- (ク) 映像遅延は最大 1 ms 以下であること。

カ HDMI (DVI) 信号同軸延長器・FS 機能付き受信器 1 3 台

- (ア) フレームシンクロナイザー機能を有していること。
- (イ) この機器からの HDMI 出力に接続した表示器と EDID データ通信を行うことで、本機の出解像度は表示器のネイティブ解像度に自動設定されること。
- (ウ) 「エ HDMI (DVI) デジタルマトリクススイッチャー」との組み合わせで、非同期映像かつ異なった解像度の映像を、瞬時にフリーズ型の疑似シームレス効果で繋ぐことが可能であること。
- (エ) 入力、再エンコードされた NRZI 信号で 2. 5 Gbps 以上（固定ビットレート）の映像ビットレートと 9 Mbps 以上の音声ビットレートに対応する 1. 0 V_{p-p} 7 5 Ω の BNC 端子を 1 つ有すること。
- (オ) 出力は TMDS 信号（デジタル RGB, YPbPr）対応 HDMI-A コネクタ 1 つ（HDCP 対応、DVI 信号入力可能）を有すること。また、HDMI 規格準拠信号（エンベデッド音声最大 8 ch を含む）または 2 4 ビットフルカラー DVI Rev 1. 0 規格準

拠信号に対応していること。

(カ) 「エ HDMI (DVI) デジタルマトリクススイッチャー」との双方向通信リンク機能を有すること。

(キ) 5C-FB の同軸ケーブルを使用時の HDMI 信号の最大伝送距離は、110m 以上あること。また、伝送距離は解像度に依存しないこと。

(ク) 外部制御できること。

キ ビデオ入力 DVI (HDMI) 出力変換器 4 台

NTSC コンポジット信号を適応型 3 次元 Y/C 分離および 10 ビット処理により高画質にデジタル変換 (DVI/HDMI) 可能であること。

ク プレビューモニター 1 台

(ア) 表示サイズは 15.6 インチ相当のワイド型であること。

(イ) 解像度はフル HD (1,920×1,080) 以上であること。

(ウ) 映像入力端子として、HDMI 端子 (HDCP 対応)、VGA (D-sub 15 ピン)、S ビデオ、コンポジットビデオ端子を有すること。

(エ) 16:9, 4:3 表示モード切替え機能を有すること。

(オ) 小出力のステレオスピーカーと 3.5mm ステレオミニジャックを有すること。

(3) 音響関連機器

ア パワーアンプ 1 台

(ア) 寸法及び質量が以下の通りであること。

幅：480mm

高さ：45mm

奥行：379mm

質量：4.8kg

(イ) ライン入力 2 以上を有していること。

(ウ) 出力は 100W 以上であること。

イ 天井埋込スピーカー 2 式

(ア) 寸法及び質量が以下の通りであること。

直径：225mm

奥行：89mm

質量：1.7kg

(イ) 指向角度が 160° 円錐状程度であること。

ウ デジタルワイヤレスマイクシステム 3 式

(ア) ワイヤレスハンドマイク、充電器、受信器は同一メーカー製であること。

(イ) 受信器、ハンドマイク、充電器の寸法及び質量が以下の通りであること。

受信器：200～220×170～190×30～50mm、720g～770g

ハンドマイク：45～55φ×240～260mm、250g～300g

充電器：80～100×150～170×70～90mm、280～320g

(ウ) 2.4GHz 帯で利用可能なマイクシステムであること。

(エ) ハンドマイクの駆動時間は 10 時間前後であること。

(オ) ハンドマイクの最大到達距離は60m(使用環境による)であること。

(カ) 2台のマイクを同時に充電できる充電スタンドを有すること。

エ オーディオプロセッサ 1式

(ア) マイク/ライン入力を12以上有すること。

(イ) ライン出力を8以上に有すること。

(ウ) イーサネットコントロールポートを2以上有すること。

(エ) 外部制御できること。

(オ) AV 収容架に収まること。

(カ) エコーキャンセラー機能を有すること。

(4) 制御関連機器

ア ワイヤレスタッチパネルシステム 1式

動作の利便性向上のため、以下の仕様を満たす機器により構成されるワイヤレスタッチパネルシステムを導入すること。

イ ワイヤレスタッチパネル 2台(1台は予備)

(ア) 充電切れなどのトラブルがあった際に、代替機としてもう1台を使用するため、同じ仕様で2台導入すること。

(イ) Wi-Fi (802.11a/b/g/n/ac) とデュアルバンド (2.4GHz/5GHz) に対応していること。

(ウ) 画面解像度は、2,360 × 1,640ピクセル以上であること。

(エ) 画面サイズは、10インチ以上であること。

(オ) 32GB以上の容量を有していること。

(カ) タッチパネル画面操作にて AV システムコントローラーにより AV システムの操作ができるプログラムおよび画面作成を含むこと。

(キ) 詳細な動作については、タッチパネルシステムの画面遷移案を提出し、本市担当者と協議のうえ、システム設計を行うこと。

(ク) ワイヤレス接続が正常に動作しない場合に備えて、有線 LAN でも接続できるよう、タッチパネルには LAN 接続用ケーブルを付属し、AV 収納架内にシステムコントローラーと接続できる LAN ポートを用意すること。

(ケ) タッチパネル以外の用途に使用させないよう、セキュリティ対策を施すこと。

(コ) タッチパネルを操作卓上に置けるようスタンドを追加すること。

ウ ワイヤレス接続用アクセスポイント 1台

(ア) ワイヤレスタッチパネルが Wi-Fi 経由で操作できるよう、ネットワークアクセスポイントを天井または壁面に設置すること。

(イ) EMI 規格 VCCI クラス B に適合する製品であること。

(ウ) IEEE 802.11ac/a (5GHz 帯) と IEEE 802.11n/g/b (2.4GHz 帯) の両方に対応していること。

(エ) LAN 端子は1000BASE-Tに対応していること。

(オ) PoE 規格に対応し、「PoE ハブ」から給電できること。

(カ) SSID 隠蔽機能を有すること。

(キ) 暗号化は (WPA2、802.1X および RADIUS セキュア認証に対応している

こと。

(ク) 無線クライアント間の通信を禁止できること。

エ システムコントローラー 1 式

(ア) メモリはオンボードで SDRAM：1 GB、フラッシュ：4 GB 以上であること。

(イ) イーサネット 1 0 / 1 0 0 / 1 0 0 0 BASE-T を使用できること。

(ウ) 制御用として、双方向 RS-2 3 2 / 4 2 2 / 4 8 5 ポートを 2 つ、双方向 RS 2 3 ポートを 4 つ、リレーを 8 つ、I/O を 8 つ、IR/シリアルを 8 つ、LAN を 1 つ、CONSOLE SUBNET を 1 つ有すること。

(エ) 前面に、設定メニュー、制御ポートの状態、その他システム情報を表示する LCD ディスプレイを有すること。

(オ) 前面にメニュー選択やパラメータ設定用の 5-way (上・下・左・右・中央) ナビゲーションパッド、HOME ボタン、BACK ボタンを有すること。

(カ) ラックマウント EIA 規格 2 U サイズに収まる外形寸法であること。

(キ) PoE 規格 8 0 2 . 3 af PoE、8 0 2 . 3 at PoE+、8 0 2 . 3 xx 6 0 W PoE に対応したポートを 8 ポート有し、PoE 専用電力は装置全体で 1 2 4 W 以上あること。

(ク) ギガビット・イーサネット・モデルのケーブル長に基づき信号強度を調整し、1 0 m 未満のケーブルでの電力消費を削減できること。

(ケ) デバイス設定をブラウザベースで行うための組み込みのスイッチ設定ユーティリティ (HTTP/HTTPS) を装備していること。

(コ) ファンレス設計になっていること。

オ PoE ハブ 1 台

(ア) 本機器は安定して高い信頼性で動作する必要があり、メーカー公称の MTBF (平均故障間隔) は 5 年 (4 3, 8 0 0 時間) 以上であること。

(イ) ギガビットイーサネットに対応したポートを 2 4 ポート、SFP スロットを 2 ポート、ギガビットイーサネットコンボポート (RJ 4 5 + SFP) を 2 ポートの計 2 8 ポート有すること。

(ウ) レイヤ 2 スイッチング、レイヤ 3 スイッチング機能を有していること。

(エ) 処理能力は 6 4 バイトパケットサイズで 1 4 . 8 8 Mpps (百万パケット/秒) 以上、スイッチング容量は 2 0 . 0 Gbps (ギガビット/秒) 以上であること。

(オ) CPU メモリーは 2 5 6 MB 以上あること。

(カ) PoE 規格 8 0 2 . 3 af PoE、8 0 2 . 3 at PoE+、8 0 2 . 3 xx 6 0 W PoE に対応したポートを 8 ポート有し、PoE 専用電力は装置全体で 1 2 4 W 以上あること。

(キ) ギガビット・イーサネット・モデルのケーブル長に基づき信号強度を調整し、1 0 m 未満のケーブルでの電力消費を削減できること。

(ク) デバイス設定をブラウザベースで行うための組み込みのスイッチ設定ユーティリティ (HTTP/HTTPS) を装備していること。

(ケ) ファンレス設計になっていること。

カ AV 収納架 1 台

- (ア) スペースの関係上、幅 675mm、奥行 700mm 以下であること。
- (イ) 容易に移動できるように、キャスターが付いていること。
- (ウ) 背板が取り外しできること。
- (エ) EIA 規格 24U×1 列以上のラックマウントスペースがあること。
- (オ) ラックマウントスペース面には、透明強化ガラス製で、機器の設置・取外しに支障のないよう、全面開放（180度以上開放）できる鍵付きの扉を有すること。

(5) その他

ア 電源制御器 1 台

- (ア) 全コンセントがアース対応 3P コンセントであること。
- (イ) 主電源と非連動のコンセントを前面に 2 口、後面に 2 口有すること。
- (ウ) 主電源に連動するコンセントは、3 段階のシーケンス（遅延）動作が可能で、タイミングステージごとに 2 口、合計 6 口有すること。また電源オンのシーケンスパターンを 3 種類から選択可能であること。
- (エ) ノイズを除去するラインノイズフィルターを有すること。
- (オ) 落雷時等の突発的なノイズから機器を守るため、サージノイズフィルターを有すること。
- (カ) 入力電源の状態が確認できる電圧表示ディスプレイを有すること。
- (キ) 外部制御可能であること。
- (ク) ラックマウント EIA 規格 1U サイズに収まる外形寸法であること。

イ PC 入力用接続パネル 1 式

持込 PC の映像投影用に AV ワゴン内に HDMI の接続口を 4 口設けること（予備入力用）。

ウ タブレット端末 5 台

- (ア) 表示領域は 11 インチであること。
- (イ) ストレージは 128GB であること。
- (ウ) Wi-Fi 接続のみが可能であり、SIM 利用には対応していないこと。
- (エ) OS は iOS を採用していること。

7 事前調査

- (1) 本市立ち会いの上で現在の入力及び出力の調査を実施し、現行システムの構成を事前に把握すること。
- (2) 調査の結果を基に、適切な機器の選定を行うこと。
- (3) 円滑な運用環境を考慮し、事前調査の結果を基に、本市の既存設備と設置機器の接続を行うこと。

8 保証

- (1) 検収後 1 年間はシステムが正常に動作するよう無償で点検調整し、障害防止の措置を行うこと。
- (2) ハードウェアについては、検収後 1 年間は通常の使用により故障した場合の無

償交換、無償修理に応じること。

- (3) ソフトウェアについては、検収後1年間は障害対策ソフトウェアの提供、関連技術情報の提供を無償で実施すること。

9 運用支援体制

- (1) 障害発生時の解析作業にあたり、原因解析ができない場合には迅速に機器メーカーに照会を行える体制を有すること。
- (2) これらの体制により、障害発生時には原因究明と機器又は部品の交換を迅速に行うこと。発生する費用を速やかに見積し提示すること。
- (3) システムの障害及び緊急のセキュリティ対策について、障害発生 of 報告を受けてから、可能な限り翌営業日営業時間内（平日9時～17時）に現地調査を含む形で対応できる体制を有すること。
- (4) 平日9時～17時以外の時間帯において障害が発生した際の連絡受付が可能な体制が、受託者または納入機器メーカーとして整えられていること。
- (5) ハードウェア保守は、納入メーカーの体制として瑕疵担保期間内において平日9時～17時のセンドバック対応保守を提供することが可能な体制が整えられていること。
- (6) 障害発生時に迅速な障害切り分けや問題箇所の特定制ができる検証体制が整備されていること。

10 使用説明

- (1) 受託者は、導入作業完了後速やかに運用操作及び維持管理に必要な技術に関する研修資料を作成し、当市が指定する日程にて、機器の使用方法的説明を使用者向け、管理者向けにそれぞれ1回以上実施すること。
- (2) 研修資料は、実機によるキャプチャを使用するなど、人事異動の際に使用される操作説明書を想定し、作成すること。

11 技術員の派遣

- (1) 受託者は、本業務の目的を達成するため、業務に十分な知識、技術及び経験を有する熟練した技術員を派遣すること。
- (2) 作業着手及び完了時は、本市の指定する職員に報告し、作業現場においては名札等を付け、常に身分を明らかにすること。

12 主任担当者の選任

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたり主任担当者を定め、書面により本市に届け出ること。本市の主任担当者は別に通知するものとする。
- (2) 主任担当者は、本市の主任担当者として業務の実施方法、工程等を調整した上で、本業務を実施すること。

13 機器の設置

(1) スケジュール

- ア 事前提出し、日程調整を行い本市の了承を得ること。
- イ 機器の設置等により、作戦本部室を使用できない期間を最小限とするようなスケジュールとすること。
- ウ 災害発生等により、スケジュールが急遽変更される場合は再度日程調整を行うこと。
- エ 本市が想定する本業務に関するスケジュールは、次の表のとおり。

表 本業務の想定スケジュール

マイルストーン及び作業工程	10月	11月～12月	12月～1月	1月～3月
契約締結	◆			
要件定義	◆—◆			
現地調査等	◆—◆			
詳細設計・物品調達		◆—◆		
施工			◆—◆	
稼働				◆—◆

※稼働時期については、契約締結後に別途協議し決定するものとする。

- (2) 機器等の設置場所、レイアウトは、本市と協議のうえ決定すること。
ただし、保守、点検等の作業が、各装置の設置場所で容易に行えるように配慮すること。
- (3) 各機器の設定や導入作業に必要な書類や図面を提出し、積極的に打合せを行うこと。
また、本市の指示による書類等は速やかに提出すること。
- (4) 本件調達につき電源敷設が必要な場合は、分電盤より電源を引き回す工事も本調達に含めて提案すること。
また、電源は、単層100V、50Hz、AC電源とし、これ以外の電源で稼働する装置である場合には、電圧、周波数変換等の設備を用意すること。これらに要する費用は本調達に含まれるものとする。
- (5) AVラックに設置する機器については、ラックマウント金具で設置すること。無い場合は棚板を追加して設置することとし、操作や美観に配慮すること。
- (6) 利用者に操作させる必要のない機器を操作可能な位置に設置する場合は、機器の機能による操作ロック、スイッチカバーや透明アクリルパネルによる保護などを施し、誤操作や誤動作を防止すること。
- (7) 各装置は転倒防止対策を施して設置すること。
- (8) 本市立ち会いの上で各機器の動作確認や導入システムの総合的な試験運転及び総合調整を行い、設備の性能を最大限に活用できるシステムとすること。
- (9) 搬入・搬出などの作業においては、適切な養生を実施すること。建物及び既設

物品を破損又は汚損した場合は原状復帰を行なうこと。

(10) 梱包資材、廃材は受注者の方で処分すること。

1.4 セキュリティ要件

本要求事項は、新潟市の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、委託業者等が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(1) 受託者の義務

本業務の実施に際して以下の義務を負う。本業務の内容は、すべて秘密保持の対象となるため、受託者は、本役務で得られた情報や業務内容について、一切外部へ漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

(2) 情報セキュリティ確保のための仕組み

- ア 作業で利用するすべてのコンピュータには、コンピュータウィルス対策ソフトウェアを備え、常時稼動し、最新のウィルスパターンファイルに更新すること。
- イ 業務従事者に対し、消防局内のデータや関係資料の外部持ち出しを禁止すること。
- ウ 業務従事者に対し、消防局内へのパソコン、携帯電話、記録メディア等電子機器類の持ち込みを禁止する。
- エ 消防局内のメモ用紙等を含む廃棄物の取り扱いについては、廃棄方法に関するルールなどを定め、管理を徹底し、個人情報漏洩の防止対策など個人情報の取り扱いに関する対策を十分に行うこと。
- オ 情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に対処すべき事項と手順を明確にし、予め本市の承認を受けること。

1.5 成果物等

設計を行ったパラメータについては、設計図として納品すること。

(1) 成果物

次に掲げる成果物について、Microsoft office 製品を用いて、もしくはPDF形式で作成のうえ、CD-R 等に格納したものと紙面に印刷したもの1部を1セットにして納入すること。

なお、次に掲げる成果物の統合及び次に掲げる成果物以外の成果物の作成が必要となった場合は、受託者及び本市で協議のうえ作成すること。

また、成果物の作成にあたり、同一の納入期日の成果物は一冊にまとめ、各ドキュメントの概要を記載したドキュメントと各ドキュメントにインデックスを付すること。

- ア 納入機器一覧表
- イ 設計図（系統図含）
- ウ 試験結果成績書
- エ 操作説明書
- オ 納入機器の諸元情報

(2) 著作権及び所有権

「災害時消防オペレーションシステム構築業務委託契約書」(以下、「契約書」という。)の記載による。

(3) 検査方法

「契約書」の記載による。

(4) 委託料の支払

「契約書」の記載による。

(5) 契約不適合責任

「契約書」の記載による。

1.6 業務の進め方

(1) 実施体制

本業務を行うにあたり、受託者は、業務責任者及び本市と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者を配置すること。

なお、病気等のやむを得ない理由により、業務責任者及び主任担当者等の作業担当を変更するときは、書面により本市に提出して承認を受けること。

また、受託者は、本業務に関する十分な知識、理解及び類似経験のあるスタッフを常時確保し、主任担当者が本業務に専念できる環境を作ること。

(2) 作業従事者名簿の提出

受託者は、契約締結時に、本業務の業務責任者や主任担当者等の作業従事者全員(下請業者含)の名簿を作成し、本市へ提出して承認を受けること。

なお、作業従事者を追加・変更する場合は、すみやかに変更後の作業従事者名簿を提出すること。

(3) 業務プロセス

受託者は、あらかじめ準備した「工程表」等によって本市へ各作業工程の説明を行い、本市の検討、評価、確認、承認を受け、次の作業工程を行うこと。特に、各工程の実施前には、本市と受託者で作業内容を協議し、作業の手戻りが発生しないようにすること。

なお、作業工程に変更が生じることが判明した場合は、事前に本市と協議を行い、変更となった場合には、変更した「工程表」を速やかに提出すること。

(4) 成果物等の品質担保

受託者が本市へ納める成果物及び会議体等で提示する資料は、本市へ提示する前に、作成者以外の担当者による品質チェックを実施すること。

なお、品質チェックは、誤字・脱字の修正はもちろんのこと、フォントの種類や文字の大きさ、資料構成や文章表現のわかりやすさ等を最大限考慮すること。

(5) 作業場所

本業務に必要な作業場所等の環境は、受託者の負担で用意すること。

ただし、本市が作業場所を提供した場合はその限りではない。

なお、打ち合せ及び進捗報告など、本市及び受託者が会議を行う場所については、事前に日程調整を行ったうえで本市が用意する。

(6) 業務用機材

本業務の遂行のため、受託者が必要とする機材は、受託者が用意すること。ただし、本市が本システムを使用して行政事務を行う環境と切り離れた開発環境等が利用できる場合は、その限りではない。

(7) 交通費等

本業務の遂行のため、受託者が必要とする交通費、食事代等は、受託者で負担すること。

(8) 提言・助言と協力

本業務を遂行するにあたり、受託者は必要に応じて本市の担当職員へ提言・助言を行うこと。

なお、受託者が本市の担当職員へ提言・助言を行うにあたっては、極力専門用語は用いず、可視化した資料等を用いて本市職員が理解できるように工夫すること。

(9) 本業務の再委託

「契約書」の記載による。

(10) セキュリティポリシーの遵守

「契約書」の記載による。

1.7 報告

(1) 受託者は、本業務の実施後に業務報告書等を作成し、履行日までに本市に提出すること。

(2) 受託者は、本業務の実施に際して重大かつ緊急を要する事故等が発生した場合、又は発生する恐れがあるときは直ちに業務の実施を一時停止するとともに、本市に報告し本市の指示に従うこと。

なお、事故等の概略、対応内容等を取りまとめた報告書を作成し、3日以内に本市に提出すること。

1.8 その他特記事項

(1) 機密保護

本契約内で得た情報に関しては、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用及び開示してはならない。

(2) 疑義

受託者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に記載した機器及びソフトウェアの仕様あるいは機器及びソフトウェアの設定・調整に関して疑義が生じた場合は担当職員と協議するものとする。

(3) 業務評価の特記仕様

ア 本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について、本市は業務評価基準により評価し、記録を保存するものとする。

イ なお、受託者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

業務評価基準

評価ランク	評価基準
1	成果物の品質、納入等で仕様を超える成果があった。
2	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
3	仕様書のほかに口頭の指示等により仕様どおりの成果を得た。
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
5	仕様を達成できなかった（契約解除等）。

（４）法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱などを十分理解すること。

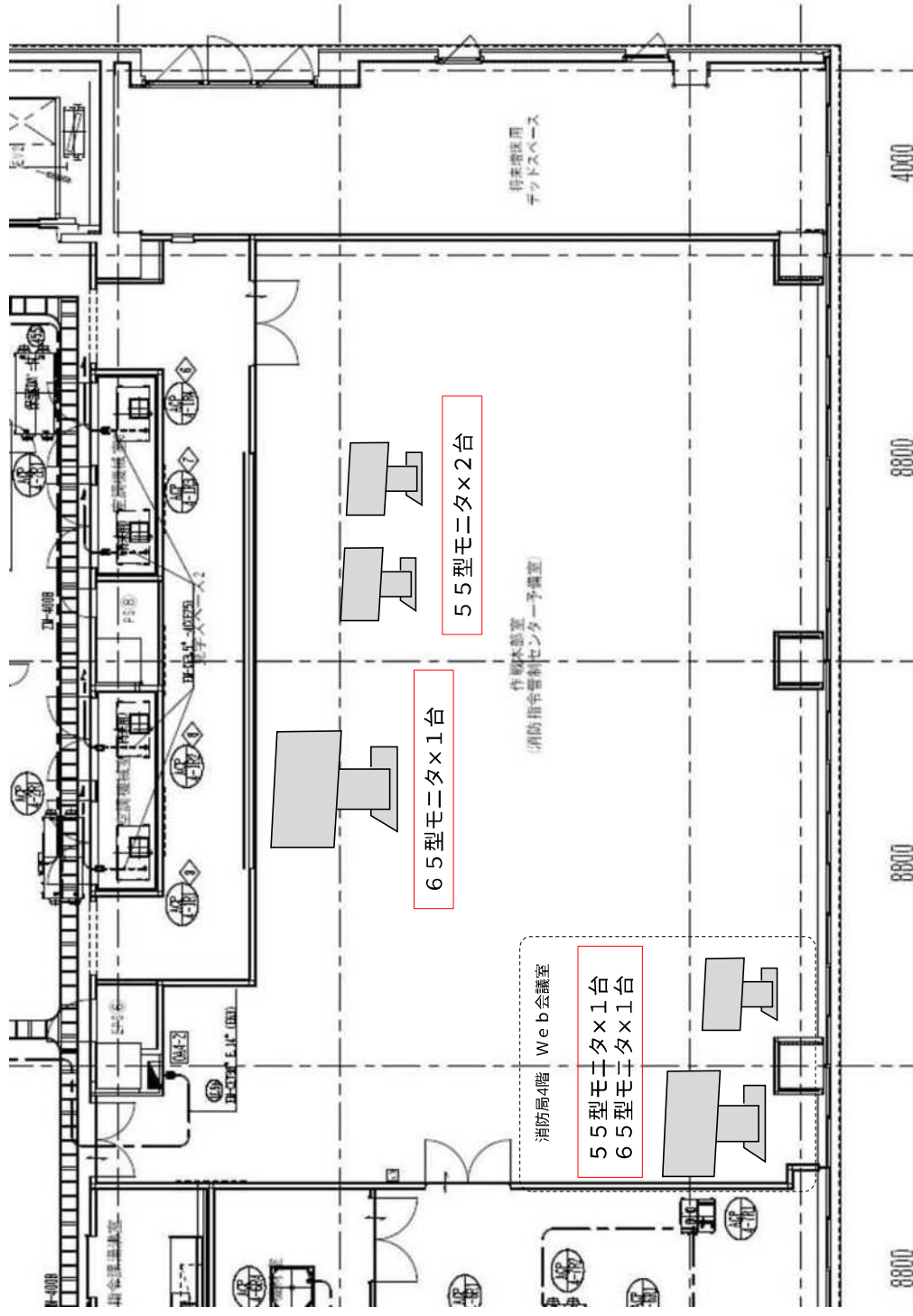
なお、本市で定める規程類は、本市のホームページ
(<http://www.city.niigata.lg.jp/>)の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

（５）その他

本仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当者と十分打合せの上確認すること。
また、本仕様書に明記していない事項であっても、構成上必要と認められるものにあっては、自主的に担当者に提案の上、協議すること。

新潟市消防局4Fフロア平面図（既存設備）

別紙 1



- ・業務用55インチマルチビジョン8面をスタンドで設置し、任意の映像を個別/拡大（4面）選択表示します。
- ・既存の65インチモニター1台、55インチモニター2台、その他55インチモニター2台にも任意の映像を表示することが可能です。
- ・表示ソースは、「①机上PC（時系列）」「②机上PC（会議資料）」「④机上PC（災害時情報システム）」「④机上PC（緊援隊DJS,ZAO,D-CASTER,消防庁映像配信システム、SO-BO）」の他、指令管制センターからの映像として「⑤車両動態端末」「⑥高所カメラ端末」とします。
- ・操作については、直感的に操作できるワイヤレスタッチパネル（iPad）での一元操作となります。
- ・ワイヤレスタッチパネル（iPad）での操作は、システム電源ON/OFF、マルチディスプレイの表示パターン選択、映像ソース選択、映像選択と表示パターンのプリセットとなります。